

○国土交通省告示第千百六号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百二条第二項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第二項の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二條第二項及び第二十五條第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成二十五年国土交通省告示第千六百二十二号）とする。

附 則

この告示は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。